

ダウンロード

○名城大学学術機関リポジトリ管理運営規程

名城大学学術機関リポジトリ管理運営規程

平成27年7月16日

規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名城大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理及び運営等に必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 名城大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等の成果物（以下「コンテンツ」という。）を電子的に収集・蓄積・保存し、ネットワークを通じて公表するために、リポジトリを置く。

(委員会)

第3条 リポジトリの管理運営等に関する重要事項を審議するために、名城大学学術機関リポジトリ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

② 委員会に関する事項については、別に定める。

(統括責任者)

第4条 リポジトリの管理運営等を統括するため、統括責任者を置き、学長をもって充てる。

(登録資格者)

第5条 リポジトリにコンテンツを登録できる者（以下「登録資格者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在職又は在職した職員
- (2) 本学に在籍又は在籍した大学院生
- (3) その他統括責任者が認める者

(登録できるコンテンツ)

第6条 リポジトリに登録することができるコンテンツは、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 学術的価値を有するもの
- (2) 登録資格者がコンテンツの主要な部分の作成に関与したもの
- (3) 登録資格者が在職・在籍又は在職・在籍していた期間中に作成されたもの
- (4) 蓄積・保存・公表等に際し、法令及び本学の諸規定に反しないこと並びに情報セキュリティ上の支障が生じないもの
- (5) ネットワークを通じて配信が可能であること
- (6) 無償であること

② 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、本学の管理運営等に関する資料のコンテンツとして委員会が認めるものは、この限りでない。

(登録手続)

第7条 リポジトリにコンテンツの登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、コンテンツの種別に応じ、所定の登録手続を行い、委員会の許可を得るものとする。

② コンテンツの登録は、附属図書館が行うものとする。

(コンテンツの利用)

第8条 附属図書館は、リポジトリに登録を行ったコンテンツについて、次に掲げる方法により利用するものとする。

- (1) コンテンツを複製し、メタデータを付与の上、サーバに格納すること。
- (2) ネットワークを通じて、前号の複製物及びメタデータを無償で公表すること。
- (3) 安定的かつ円滑な利用環境の保持及びセキュリティの確保を図るため、複製、媒体変換を行い、バックアップファイルを作成すること。

(著作権に係る利用許諾)

第9条 登録申請者は、登録を希望するコンテンツについて、必要な利用許諾手続を行うものとする。

② 登録を希望するコンテンツの著作権が複数の者に帰属する場合又は登録申請者以外の者に帰属す

る場合には、登録申請者は、あらかじめ当該の著作権者の利用許諾を得なければならない。

③ 登録するコンテンツが博士論文で、次の事由に該当すると委員会が認めた場合は、全文公表に代えて論文の要約を公表するものとする。この場合において、登録申請者は、あらかじめ「理由書」を、委員会に提出しなければならない。

- (1) 立体形状による表現を含むなど、インターネットで公表が行えない表現を含む場合
- (2) 著作権保護や、個人情報保護等の理由により博士の学位が授与された日から1年を超えて公表が行えない内容を含む場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許申請等の関係でインターネットによる博士論文の全文公表により学位を授与された者にとって明らかに不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
- (4) 登録申請者以外の者又は機関等から許諾が得られない場合
- (5) その他インターネットに全文公表が行えない特別な事由がある場合
(著作権の帰属)

第10条 リポジトリへのコンテンツの登録により、原著作権には影響は及ばないものとする。ただし、リポジトリとして形成されたデータベースの著作権は、本学に帰属するものとする。

(コンテンツの削除)

第11条 委員会は、次のいずれかに該当する場合は、登録されたコンテンツを削除することができる。

- (1) 登録申請者が、「差替・取消 理由書」を提出し、削除の申出を行った場合
- (2) 公序良俗に反する場合
- (3) 盗用、剽窃によることが明らかになった場合
- (4) 内容が著しく不適切である等の場合

② 前項各号に該当する場合は、登録されたコンテンツの公表を一時停止し、委員会に諮るものとする。

(免責事項)

第12条 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、当該登録申請者が負うものとする。

② 本学は、登録されたコンテンツを利用することによって生じた利用者の、いかなる損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、リポジトリの管理運用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年7月16日から施行する。